

利用契約書

（以下「契約者」という）と富田ケアセンター有限公司（以下「事業者」という）は、
契約者がアビリティ共生デイ（以下「事業所」という）において、事業者から提供される
通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）について、
次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者のに対し、第2条及び第3条に定める通所介護サービスを提供します。
2. 契約者は、第15条第2項に定める契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（介護保険給付対象サービス）

1. 事業者は、介護給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。
2. 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービス内容、利用日、利用時間、利用日の事項（以下「通所介護計画」という）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、以下に定めるサービスを提供するものとします。
 - 一 通常のサービスに要する時間を越える通所介護サービス
 - 二 介護給付の支給限度額を超える通所介護サービス
2. 事業者は各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第4条（通所介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、サービス提供責任者に第2条第2項に定める通所介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 事業者は、通所介護計画の原案について、契約者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
3. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要がどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して通所介護計画を変更するものとします。

4. 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して、その内容を確認するものとします。

第5条(サービス利用時間料金の支払い)

1. 契約者は要介護度に応じて第2条に定めるサービス受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金(定額)を事業者に支払うものとします。

2. 第3条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3. 前項の他、契約者は食事代金とおむつ代等契約者の日常生活必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

4. 契約者は、サービス利用料金をサービス利用時に、利用料支払い窓口で又は、毎月まとめて翌月の10日に請求し、受付窓口又は事業者が指定する銀行振込・引落しにより支払うものとします。

第6条(利用料金の変更)

1. 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2. 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して事前の説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条(利用日の中止・変更・追加)

1. 契約者は利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るよう努めるものとします。

2. 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に掲示して協議するものとします。

第8条(運営規定の遵守)

1. 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2. 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3. 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条(施設、設備の使用上の注意)

1. 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第10条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び契約者から徴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者は、契約者に対する予防通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧することができる。
5. サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条(守秘義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、予防通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
3. 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な

理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第12条(損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は前項における損害賠償責任を速やかに行うものとします。

第13条(事業者の責に帰すべからざる事由)

本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第14条(天災等不可抗力)

1. 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は契約者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、契約者は事業者に対して、すでに実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払義務を負うものとします。

第15条(契約期間・更新・終了・契約終了に伴う援助)

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間とします。但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区の変更の認定を受け、要介護認定期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効満了日に更新されるものとし、以後も同様とします。

2. 契約者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- 四 第16条から第18条に基づき本契約が解約された場合

3. 事業者は、全項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条(契約者からの中途解約)

1. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第6条第3項、第8条第3項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

2. 契約者は、全項の事項がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の3日前までに事業者に通知するものとします。

第17条(事業者の債務不履行を事由とする契約解除)

契約者は、事業もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
2. 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
5. 事業者が破産した場合。

第18条(事業者からの契約解除)

1. 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- 二 契約者による第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上延滞し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第19条(精算)

第6条第3項、第8条第3項及び第15条第2項第2号から第4号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

※ オプション条項(契約当事者の変更)

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又は家族等を含め第三者に契約者を変更することに同意いたします。

第20条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条(協議事項)

本契約に定められてない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

第22条(免責約款)

契約者はアビリティ共生デイが行う送迎サービスを受けることについて万一事故があった場合、保険金額をする部分については賠償責任を免責いたします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約書、事業者が記名捺印の上、各1通をするものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

契約者の家族住所

氏名

事業者 住所 倉敷市玉島乙島7190-5

事業者名 アビリティ共生デイ

代表者氏名 代表取締役 山中 祥吉